

平成 23 年 11 月 17 日
社団法人投資信託協会

「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正について

I. 改正の目的

金融庁より平成 22 年 11 月 25 日に公表された「平成 22 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」の改定についてを受け、「毎月分配型」及び「通貨選択型」の目論見書への記載に関する留意点を規則に定めるため、「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正を行う。

II. 改正の内容

1. 交付目論見書の作成に関する規則

- (1) 通貨選択型投資信託等においては、ファンドの仕組みと収益源を理解できるイメージ図を記載し、分配方針の記載に際しては将来の分配金が保証されているものでない旨を記載すること、及び通貨選択型等の定義を定める。

(第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 項)

- (2) 毎月分配型及び隔月分配型投資信託においては、分配金が純資産から支払われる旨、収益を超えて支払われる場合がある旨、一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合がある旨を、イメージ図を用いて記載することとする。

(第 4 条第 1 項第 6 号)

- (3) 投資リスクの項目中に記載する基準価額の変動要因については、冒頭においてファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨、投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び投資信託が預貯金と異なる旨を記載し、記載に当たっては投資リスクの冒頭以外の事項に記載する文字より目立つように工夫して記載することとする。

(第 3 条第 1 項第 2 号、第 7 条第 2 項)

2. 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

- (1) 通貨選択型投資信託等において記載する、ファンドの仕組みと収益源を理解できるイメージ図例、及び分配方針の記載に際しては将来の分配金が保証されているものでない旨の記載例を定める。

(第 3 条)

- (2) 毎月分配型及び隔月分配型投資信託において記載する、分配金が純資産から支払われる旨、収益を超えて支払われる場合がある旨、一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合がある旨のイメージ図例を定める。

(第4条)

- (3) ファンドの費用・税金の項目中、購入時手数料、信託財産留保額、運用管理費用、換金時の手数料の記載に当たっては、目立つように工夫して記載すること、及びその他語句等を修正する。

Ⅲ. 実施日

1. この改正は、平成24年2月1日より実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。
2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。